

別紙 4

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある）処分基準（不利益処分の基準）は次のとおりです。

| 個票番号 | 処分名 | 根拠法令名 | 根拠条項 | 処分基準 | 所管部署 | 備考 |
|------|----------------------------|---|---------|------|------------|----|
| 801 | 普通河川管理に関する違反への罰金 | 厚岸町普通河川管理条例（平成12年厚岸町条例第22号） | 第24条 | ×ア | 建設課管理維持係 | |
| 802 | 地位承継届出違反への過料 | 厚岸町普通河川管理条例（平成12年厚岸町条例第22号） | 第25条 | ×ア | 建設課管理維持係 | |
| 803 | 都市公園に関する許可の取消し等 | 厚岸町都市公園条例（昭和53年厚岸町条例第7号） | 第12条第1項 | ×ア | 建設課管理維持係 | |
| 804 | 都市公園における制限行為等への過料 | 厚岸町都市公園条例（昭和53年厚岸町条例第7号） | 第19条 | ×ア | 建設課管理維持係 | |
| 805 | 都市公園における使用料不正への過料 | 厚岸町都市公園条例（昭和53年厚岸町条例第7号） | 第20条 | ×ア | 建設課管理維持係 | |
| 806 | 都市公園における法人等への過料 | 厚岸町都市公園条例（昭和53年厚岸町条例第7号） | 第21条 | ×ア | 建設課管理維持係 | |
| 807 | 公園使用違反への過料 | 厚岸町公園条例（昭和54年厚岸町条例第25号） | 第12条 | ×ア | 建設課管理維持係 | |
| 808 | 公園使用料不正への過料 | 厚岸町公園条例（昭和54年厚岸町条例第25号） | 第13条 | ×ア | 建設課管理維持係 | |
| 809 | 家賃不正への過料 | 厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例（平成10年厚岸町条例第37号） | 第22条 | ×ア | 建設課契約管財係 | |
| 810 | 菌床きのこ生産者住宅の自動車保管場所使用承諾の取消し | 厚岸町菌床きのこ生産者住宅条例施行規則（平成10年厚岸町規則第35号） | 第18条 | ×ア | 建設課契約管財係 | |
| 811 | 町営住宅の社会福祉事業等への使用許可の取消し | 厚岸町営住宅管理条例（平成9年厚岸町条例第17号） | 第50条 | ×ア | 建設課契約管財係 | |
| 812 | 家賃不正への過料 | 厚岸町営住宅管理条例（平成9年厚岸町条例第17号） | 第61条 | ×ア | 建設課契約管財係 | |
| 813 | 町営住宅の自動車保管場所使用承諾の取消し | 厚岸町営住宅管理条例施行規則（平成9年厚岸町規則第23号） | 第31条 | ×ア | 建設課契約管財係 | |
| 814 | 公聴会への入場の制限 | 厚岸町都市計画公聴会規則（昭和44年厚岸町規則第4号） | 第10条第2項 | ×ウ | 建設課土木都市計画係 | |
| 815 | 公聴会における秩序維持のためのための措置 | 厚岸町都市計画公聴会規則（昭和44年厚岸町規則第4号） | 第11条 | ×ウ | 建設課土木都市計画係 | |
| 816 | 花のあるまちづくり推進委員会補助金交付決定の取消し等 | 厚岸町花のあるまちづくり推進委員会補助金交付規則（平成8年厚岸町規則第23号） | 第12条 | ×ア | 建設課土木都市計画係 | |

| 個票番号 | 処分名 | 根拠法令名 | 根拠条項 | 処分基準 | 所管部署 | 備考 |
|------|-----|-------|------|------|------|----|
|------|-----|-------|------|------|------|----|

※「処分基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 処分基準を設定している。
- ②「×」 処分基準を設定していない。
- ア：処分基準が法令の定め尽くされているもの
- イ：処分の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
- ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの